

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

三木市長 仲田 一彦

市町村名 (市町村コード)	兵庫県三木市 (28215)	
地域名 (地域内農業集落名)	細川町 (下南)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年2月18日、令和6年3月17日 (第1~2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、兼業農家が多く、農業者の大半が60歳以上と高齢であり、集落営農組合・認定農業者・担い手に作業委託している。今後、10年間は現状維持できるが、大半の農家(64%)で後継者の目途は立っていない。遊休農地の更なる増加が懸念されることから、持続的に農地の利用を図りながら地域の活性化を進めるためには、新規就農者を確保・育成しつつ、地域住民などを交え地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が喫緊の課題である。このため、分散する担い手の農地を集約化するとともに、地域で取り組める新たな作物や栽培方法及び農地・農道の法面の管理方法を検討していく必要がある。
【地域の基礎的データ】
 農業者:52人(うち50歳代以下2人)、下南営農組合、認定農業者3経営体
 主な作物:水稲、大豆、ハウス野菜

(2) 地域における農業の将来の在り方

山田錦を主要作物としつつ、集落営農組合・認定農業者を中心に、現在の耕作地の継続的な維持を図る。認定農業者が高収益作物(トマト、アスパラ等)を栽培している。さらに、地域内外から積極的に農地を利用する者(新規就農者等)を受け入れ栽培面積の拡大を図る。
 認定農業者へ農地の集積・集約化と集落営農組合及び認定農業者への作業委託を進め、農作業の効率化を図る。また担い手に営農組合への参加を求め営農組合の事業継承を図る。
 多面的機能支払交付金及び中山間地域支払交付金を継続して活用し、農業者に限らず地区全体で持続的に農地を利用し、農地が耕作放棄地化しないように努める。
 有害鳥獣被害が深刻なため、電気鳥獣防止柵等の新たな設置や管理・修繕を行う。
 基盤整備地と自家消費する野菜の耕作地は守っていくが、基盤整備地以外で条件の悪いところが荒廃するのはやむを得ない。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	38.10 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	37.57 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
離農、規模縮小が生じた場合、認定農業者や集落営農組合を中心に集積、集約化を図り、農業委員等と調整し農地バンクを通じて進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地権者の貸付け意向に基づき、農地中間管理機構を活用し中心経営体(認定農業者、集落営農組合)への集積・集約化を目指していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
農地の基盤整備については、集落全体の9割以上では場整備が完了済である地形等を考慮して、農地の大区画化などの更なる基盤整備事業への取組は考えていない。ただし、認定農業者等に集約していく場合は、可能な範囲で分けまち畦畔を除去することで、農作業の効率化を検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
認定農業者、新規就農者を中心に農地を利用していくとともに、県やJAなどの関係機関と連携し、相談から定着まで切れ目のない支援を行っていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
これまでと同様に、防除作業はJA等の農業支援サービス事業体へ委託する。 地域の担い手でカバーできない農地についての田植作業及び収穫作業は、JA等の農業支援サービス事業体への委託を継続する。農地を農業支援サービス事業体ごとに集積し作業効率を高める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①集落全体で有害鳥獣の侵入防止柵の設置・修繕などに継続して取り組む。
- ③今後の機械更新の際には、スマート農業への取組も視野に入れ、作業効率の向上や省力化を図っていく。
- ⑦多面的機能支払交付金及び中山間地域等直接支払交付金等の事業を活用し、集落全体での共同作業を継続し、農地のみならず、水路や農道、ため池などの地域資源を適切に保全管理していく。